

## 極微量物質研究会入会及び会員種類変更に関する細則

### (目的)

第1条 本細則は、極微量物質研究会運営規程（以下、「運営規程」という。）第4条第1項及び同条第2項の規定に基づき、入会及び会員種類変更に関する事項を定めることを目的とする。

### (入会申込及び会員種類変更届)

第2条 研究会に入会しようとするものは、入会申込書(様式1)を研究会に届出なければならない。  
2 会員の種類を変更しようとするものは、会員種類変更届(様式2)を研究会に届出なければならない。

### (添付書類)

第3条 UTA 正会員A又はBは、次の(1)又は(2)の書類を添付して、入会申込書又は会員種類変更届を提出するものとする。

- (1) 特定計量証明事業者認定制度 (MLAP) 又は ISO/IEC 17025 試験所の認定を受けているものは、当該認定書の写し。
  - (2) 特定計量証明事業者認定制度 (MLAP) 又は ISO/IEC 17025 試験所の認定を受けていないものは、次の a 及び b から d のいずれかの書類。
    - a. 法人・団体の概要が分かる資料
    - b. 極微量物質測定分析の業務実績
    - c. 分析技術者の極微量物質測定分析の従事記録
    - d. 極微量物質測定分析の外部精度管理参加結果
- 2 運営規程第3条に定めるUTA 準会員イに該当する者は、第1項(2)cの書類を添付して、入会申込書又は会員種類変更届を提出するものとする。但し、極微量物質測定分析の従事記録を有しない者は、入会又は会員種類変更を希望する理由書をもって、当該従事記録に代えて提出することができる。
- 3 運営規程第3条に定めるUTA 準会員のロ、ハ、ニ及びホに該当するものは、第1項(2)aの書類を添付して、入会申込書又は会員種類変更届を提出するものとする。
- 4 会員の種類を変更しようとするものは、変更を希望する種類に応じて、前3項に定める書類を添付して、会員種類変更届を提出するものとする。

### (入会及び会員種類変更審査)

第4条 委員長は、入会申込書又は会員種類変更届を受理した場合、速やかに企画運営WGに諮問する。

- 2 企画運営WGは、提出された入会申込書又は会員種類変更届、及び添付書類を審査し、運営規程第3条を満足することを確認し、委員長に報告する。
- 3 委員長は、企画運営WGの報告を踏まえ、申請者の入会又は会員種類変更の是非を決定する。

### (会員証の発行)

第5条 委員長は、運営規程第4条の規定に基づき、会員に対して会員証を交付する。

附 則

- 1 本細則は、平成15年6月13日から適用する。
- 2 平成22年5月24日に一部改正し、平成22年4月1日から適用する。
- 3 平成24年9月6日に様式1の一部を改正し、同日付けで適用する。
- 4 平成28年5月23日に一部改正し、平成28年4月1日に遡及して適用する。
- 5 2019年4月25日に一部改正し、2019年4月1日に遡及して適用する。

(様式1)

年 月 日

## 極微量物質研究会入会申込書

極微量物質研究会 委員長 殿

法人・団体又は個人の名称 ( )  
(一社) 日本環境測定分析協会の会員種類  
正会員 賛助会員イ 賛助会員ロ  
賛助会員ハ 賛助会員ニ 賛助会員ホ  
(一社) 日本環境測定分析協会の会員番号 ( )  
連絡先  
法人・団体の場合は連絡担当者氏名 ( )  
住 所 ( )  
電 話 ( )  
F A X ( )  
e-mail アドレス ( )

極微量物質研究会運営規程第4条の規定に基づき、下記のとおり極微量物質研究会に入会したいので、極微量物質研究会入会及び会員種類変更に関する細則第3条に定める書類を添付して申し込みます。

### 記

極微量物質研究会の会員の種類は、

UTA 正会員A  UTA 正会員B

UTA 準会員イ  UTA 準会員ロ  UTA 準会員ハ  UTA 準会員ニ  UTA 準会員ホ

として、入会します。

なお、添付書類は次のとおりです。

- 特定計量証明事業者認定制度 (MLAP) 又は ISO17025 試験所の認定書 (写) (UTA 正会員Aの場合のみ)
- 法人・団体の概要が分かる資料
- 極微量物質測定分析の業務実績
- 分析技術者の極微量物質測定分析の従事記録
- 極微量物質測定分析の外部精度管理参加結果
- 入会希望理由書 (UTA 準会員イの場合のみ)

(注) 「(一社) 日本環境測定分析協会の会員の種類」及び「極微量物質研究会の会員の種類」については、該当するものに○印をつけて下さい。また、添付書類については、該当する書類の□にチェック記号を記入して下さい。

### 極微量物質研究会会員種類変更届

極微量物質研究会 委員長 殿

法人・団体又は個人の名称 ( )  
 (一社) 日本環境測定分析協会の会員種類  
 正会員 賛助会員イ 賛助会員ロ  
 賛助会員ハ 賛助会員ニ 賛助会員ホ  
 (一社) 日本環境測定分析協会の会員番号 ( )  
 連絡先  
 法人・団体の場合は連絡担当者氏名 ( )  
 住所 ( )  
 電話 ( )  
 FAX ( )  
 e-mail アドレス ( )

極微量物質研究会運営規程第4条第2項の規定に基づき、下記のとおり極微量物質研究会会員種類を変更したいので、極微量物質研究会入会及び会員種類変更に関する細則第3条第4項に定める書類を添付して申し込みます。

#### 記

|                 |         |         |         |         |
|-----------------|---------|---------|---------|---------|
| 現在の極微量物質研究会会員種類 | UTA正会員A | UTA正会員B | UTA準会員イ | UTA準会員ロ |
|                 | UTA準会員ハ | UTA準会員ニ | UTA準会員ホ |         |
| 変更を希望する会員種類     | UTA正会員A | UTA正会員B | UTA準会員イ | UTA準会員ロ |
|                 | UTA準会員ハ | UTA準会員ニ | UTA準会員ホ |         |

変更事由

上記の通り、変更を希望します。

なお、添付書類は次のとおりです。

- 特定計量証明事業者認定制度 (MLAP) 又は ISO17025 試験所の認定書 (写) (UTA 正会員Aの場合のみ)
- 法人・団体の概要が分かる資料
- 極微量物質測定分析の業務実績
- 分析技術者の極微量物質測定分析の従事記録
- 極微量物質測定分析の外部精度管理参加結果
- 会員種類変更希望理由書 (UTA 準会員イの場合のみ)

(注) 「(一社) 日本環境測定分析協会の会員の種類」及び「極微量物質研究会の会員の種類」については、該当するものに○印をつけて下さい。また、添付書類については、該当する書類の□にチェック記号を記入して下さい。